

『特定口座取引約款』改定のお知らせ

株式会社北都銀行

当行では、特定口座取引約款を改定し、平成 27 年 8 月 1 日以降適用させていただきます。
なお、改定後の新約款は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

【改定内容】

(下線部変更)

現行	改定後
(この約款の趣旨) 第 1 条 この約款は、 <u>お客さま（個人のお客さまに限ります。以下同じとします。）が株式会社北都銀行（以下「当行」といいます。）において開設する特定口座（租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 1 項に規定する特定口座をいいます。）に関する事項を定めるものです。また、お客さまが特定口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるために当行に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等の受領について、規定される上場株式配当等受領委任契約の内容および当行との権利義務に関する事項を定めるものです。</u>	(この約款の趣旨) 第 1 条 この約款は、 <u>租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 および第 37 条の 11 の 6 の規定により、お客さまが特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得税計算等の特例ならびに源泉徴収選択口座内配当等に係る所得税計算および源泉徴収等の特例を受けるために株式会社北都銀行（以下「当行」といいます。）に開設される特定口座に係る振替口座簿への上場株式等の記載または記録がされている上場株式等の譲渡について、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号および第 3 号に規定する要件、当行に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式配当等の受領について同法第 37 条の 11 の 6 第 4 項第 1 号に規定する要件ならびに当行との権利義務関係を明確にするために定めるものです。</u>
(新 設) 2 特定口座に関するお取引は、関係法令等およびこの約款に定めがある場合を除き、「投資信託総合取引約款」等他の約款・規定に定めるところによるものとします。	2 当行は、この約款に従って上場株式配当等の受領委任契約（第 3 条第 3 項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出されていないお客さまについては、特定口座での上場株式等の配当等の受領に関する規定は適用されないものとします。）をお客さまと締結いたします。 (削 除)
(定 義) 第 2 条 省略	(定 義) 第 2 条 (現行通り)
(特定口座の開設) 第 3 条 お客さまが特定口座の開設を申し込むに当たっては、あらかじめ、当行に対し、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 項に規定する特定口座開設届出書をご提出いただくものとします。その際、お客さまは住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の確認書類をご提出いただき、氏名、生年月日および住所について確認させていただきます。	(特定口座の開設) 第 3 条 お客さまが特定口座の開設を申し込むに当たっては、あらかじめ、当行に対し、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に定める特定口座開設届出書をご提出いただくものとします。その際、お客さまは住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の確認書類を提示のうえ、氏名、生年月日および住所を告知していただき、当該告知の事項について、確認を受けていただくものとします。
2 お客さまが特定口座内保管上場株式等（当行の場合は、公募株式投資信託の投資信託受益権をいいます。以下同じ）の譲渡による所得について源泉徴収を希望する場合には、あらかじめ、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時までに当行に対し、特定口座源泉徴収選択届出書をご提出していただきます。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客さまから希望しない旨のお申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。年の最初に特定口座内保管上場株式等の譲渡をした後は、当該年内は特定口座内における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。	2 お客さまが特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を希望される場合には、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の時までに当行に対し、租税特別措置法第 37 条の 11 の 4 第 1 項に定める特定口座源泉徴収選択届出書をご提出していただきます。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客さまからその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の時までにとくにお申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものといたします。
(新 設) 3 お客さまは当行に複数の特定口座を開設することができません。	3 お客さまが当行に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 2 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、お客さまは、当該年に源泉徴収を希望しない旨の申出を行うことはできません。 4 お客さまは当行に複数の特定口座を開設することができません。 (削 除) 第 14 条へ
(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出) 第 4 条 お客さまが源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、その年の最初	

の配当等支払確定日までに、または、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等までに、当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しなければなりません。

2 お客様が源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、その年の最初の配当等支払確定日までに、または、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡までに、当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出しなければなりません。

(特定保管勘定における振替口座簿への記録等)

第 5 条 特定口座に係る特定口座保管上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、特定保管勘定において行います。

(特定口座を通じた取引)

第 6 条 お客様が当行との間で行う第 8 条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）に関する取引に関しては、特に申出がない限り、特定口座を通じて行います。

(所得金額等の計算)

第 7 条 特定口座における特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得金額の計算の計算および源泉徴収選択口座内配当等に係る所得金額の計算は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 6 項および関係政省令に基づき行われます。

(特定口座に受け入れる上場株式等の範囲)

第 8 条 当行はお客様の特定保管勘定に、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。

① お客様が特定口座開設届出書の提出後に、当行で購入の申込みをされた公募株式投資信託の投資信託受益権で、その取得後直ちにお客さまの特定口座に受け入れるもの。

② お客様が、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した公募株式投資信託の投資信託受益権のうち、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者が当行を開設していた特定口座または特定口座以外の口座に係る振替口座簿に引き続き記載または記録がされているもので、当行所定の方法によりお客様の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）により受け入れるもの

③ その他当行所定の方法で特定口座への預け入れをお申込みされた公募株式投資信託の投資信託受益権で当行が認めるもの

(新 設)

(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)

第 9 条 当行は、お客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの（当該源泉徴収口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限ります。）のうち、当行が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受取った後直ちにお客さまに交付するものののみを、その交

(特定保管勘定における振替口座簿への記録等)

第 4 条 お客様の特定口座に係る振替口座簿への記載または記録は、特定保管勘定において行います。

(特定口座を通じた取引)

第 5 条 特定口座を開設されたお客様が当行との間で行う上場株式等の取引に関しては、お客様からとくにお申出がない限り、すべて特定口座を通じて行うものとします。

(削 除) 第 16 条へ

(特定口座に受け入れる上場株式等の範囲)

第 6 条 当行はお客様の特定保管勘定に、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。

① お客様が第 3 条で定める特定口座開設届出書の提出後に、当行で購入の申込みをされた上場株式等で、その取得後直ちにお客さまの特定口座に受け入れるもの

② 当行以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受け入れられている特定口座内上場株式等の全部または一部を所定の方法により当行の当該お客様の特定口座に移管することにより受け入れる上場株式等

③ お客様が、贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者の当行または他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に係る特定口座内保管上場株式等（引き続き当該特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされているものに限ります。）で移管または振替口座簿もしくは「株券等の保管及び振替に関する法律」（以下「保振法」といいます。）に規定する顧客口座簿に記載または記録の方法で受け入れるもの（ただし、お客様が特定口座において既に同一銘柄を保有されているときは、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 15 項第 3 号イの定めにより贈与による移管ができない場合があります。）

(削 除)

2 前項の規定にかかわらず、特定口座内保管上場株式等でない公募投資信託に係る分配金の再投資による受益権の取得について、お客様が開設されている特定口座で受入れられません。

(削 除) 第 13 条へ

付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

(譲渡の方法)

第 10 条 特定保管勘定において記載もしくは記録がされ、又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、お客さまから当行への解約のお申出による方法、当行に対して譲渡する方法のいずれかにより行うものとします。

(源泉徴収・還付)

第 11 条 当行は、お客さまが特定口座源泉徴収選択届出書の提出において、源泉徴収ありを選択いただいた場合には、租税特別措置法、地方税法、その他関係法令の規定に基づき、特定口座内保管上場株式等の所得について、所得税および地方税の源泉徴収または還付を行います。

2 源泉徴収は、特定口座内上場株式等の譲渡の対価に相当する金額を指定預金口座（投資信託総合取引約款で定める指定預金口座をいいます。以下同じ。）に入金した後、直ちに指定預金口座より引き落とす方法で行います。

3 源泉徴収した税金について還付を行う場合は、指定預金口座へ入金します。

(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)

第 12 条 特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当行はお客さまに対し、租税特別措置法施行令の定めるところにより計算した取得費等の金額、取得の日および当該取得日に係る上場株式等の数等を書面により通知します。

(新設)

(譲渡の方法)

第 7 条 お客さまは、特定保管勘定に係る振替口座簿に記載または記録されている上場株式等の譲渡については、お客さまから当行への解約のお申出による方法、当行に対して譲渡する方法のいずれかにより行うものとします。

(削除) 第 17 条へ

(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)

第 8 条 特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当行はお客さまに対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 12 項第 2 号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日および当該取得日に係る数等を書面により通知します。

(特定口座内保管上場株式等の移管)

第 9 条 お客さまが、当行以外の金融商品取引業者等（以下この条において「移管元金融商品取引業者等」といいます。）に開設されている特定口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録されている特定口座保管上場株式等を当行に開設している特定口座に第 6 条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）②に規定する移管をされる場合には、当行は租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 11 項および第 12 項の定めるところにより当該移管を行うものとします。その際、お客さまには移管元金融商品取引業者等に対し、特定口座内保管上場株式等移管依頼書等を提出していただくものとします。

(相続または遺贈による特定口座への移管による受入れ)

第 10 条 お客さまの贈与者、被相続人または包括遺贈者が当行または当行以外の金融商品取引業者等に開設されていた特定口座（以下この条において「相続等口座」といいます。）に係る振替口座簿に記載もしくは記録され、または当該特定口座において保管の委託がなされていた特定口座内保管上場株式等（以下この条において「相続上場株式等」といいます。）につき、お客さまが当行に開設されている特定口座に第 6 条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）③に規定する上場株式等の移管による受入れをされる場合には、当行は租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 15 項第 3 号または第 4 号および同条第 16 項から第 18 項までに定めるところにより当該移管による受入れを行うものとします。その際、お客さまには相続等口座が開設されている当行または他の金融商品取引業者等に相続上場株式等移管依頼書等を提出していただくものとします。

(特定口座年間取引報告書の交付)

第 11 条 当行は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 号および第 8 号に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までに、お客さまに送付します。また、第 16 条（特定口座の廃止）により特定口座が廃止されたときは、当行は、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに送付します。

(特定口座年間取引報告書の送付)

第 14 条 当行は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 号および第 8 号に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までに、お客さまに送付します。また、第 16 条（特定口座の廃止）により特定口座が廃止されたときは、当行は、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに送付します。

(新 設)

- 2 当行は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通はお客様へ送付し、1通は税務署に提出します。
- 3 前各項の規定にかかわらず、その年中またはその年初から解約までの期間に特定口座内保管上場株式等の譲渡および源泉徴収選択口座で受領する上場株式等の配当金等がない場合は、お客様の請求があるときを除き、お客様への交付を省略できるものとします。
- 4 当行は、租税特別措置法第37条の11第9項に定める特定口座年間取引報告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関し、取扱いをしないことがあります。

(新 設)

(新 設) 第9条より

2 第19条(特定口座の廃止)によりこの契約が解約されたとき(同条第1項⑥に該当し解約されたときは除きます。)は、当行は、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに交付します。

3 当行は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通はお客様へ交付し、1通は税務署に提出いたします。

4 前各項の規定にかかわらず、その年中またはその年初から解約までの期間に特定口座内保管上場株式等の譲渡および第13条で規定する源泉徴収選択口座で受領する上場株式等の配当金等がない場合は、お客様の請求があるときを除き、お客様への交付を省略できるものとします。

5 当行は、租税特別措置法第37条の11の3第9項に定める特定口座年間取引報告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関し、お取扱いをしないことがあります。

(地方税の徵収方法)

第12条 当行は、お客様から特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受けた場合には、地方税法第71条の51の規定に基づき株式等譲渡所得割を特別徵収いたします。

(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)

第13条 当行は、お客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当行により所得税が徵収されるべきものを受け入れます。

2 当行が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当行が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受取った後直ちにお客さまに交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出)

第14条 お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日以前の当行が定める期日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。

2 お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日以前の当行が定める期日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の11の6第3項および同法施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。

(新 設)

(特定上場株式配当等勘定における処理)

第15条 源泉徴収選択口座においては交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座内に設けられた特定上場株式等配当等勘定(上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定)において行います。

(所得金額等の計算)

第16条 特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税即別措置法第37条の11の3(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に関する所得計算等の特例)、同法37条の11の4(特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例)、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成14年法律第15号)附則第13条および第14条ならびにその関係政省令に基づき行われます。

2 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第37条の11の6第6項および関連政省令の規定に基づき行われます。

(新 設) 第7条より

(新 設) 第 11 条より

(届出事項の変更)

第 15 条 第 2 条に基づく特定口座開設届出書の提出後に、お客様の氏名、住所など当該特定口座開設届出書の記載事項に変更があったときは、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 4 の規定によりお客様から遅滞なくその旨を記載した特定口座異動届出書を当行にご提出していただきます。その変更が氏名または住所に係るものであるときは、お客様から住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の書類をご提出いただき、氏名、生年月日および住所等について確認させていただきます。

(特定口座の廃止)

第 16 条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴いお客様の特定口座は廃止されるものとします。

- ① お客様からの解約のお申出があったとき。この場合、お客様には特定口座廃止届書を当行に提出していただきます。
- ② お客様が海外転勤等の出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき。この場合、租税特別措置法施行令により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。
- ③ お客様の相続人から当行に対して特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき。
- ④ お客様と当行との間で締結された投資信託総合取引約款に基づく契約が解約されたとき。
- ⑤ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。
- ⑥ この約款の変更にお客さまが同意されないとき。

(削 除)

2 前項各号のいずれかに該当するときは、当行はお客様に代わり特定口座内保管上場株式等について一般口座への移管ができるものとします。

(新 設)

(源泉徴収・還付)

第 17 条 当行は、お客様が特定口座源泉徴収選択届出書の提出において、源泉徴収ありを選択いただいた場合には、租税特別措置法、地方税法、その他関係法令の規定に基づき、特定口座内保管上場株式等の所得について、所得税および地方税の源泉徴収または還付を行います。

2 所得税および地方税の源泉徴収は、特定口座内上場株式等の譲渡の対価に相当する金額を指定預金口座（当行が定める指定預金口座をいいます。以下同じ。）に入金した後、直ちに指定預金口座より引き落とす方法で行います。

3 源泉徴収した税金について還付を行う場合は、指定預金口座へ入金します。

(届出事項の変更)

第 18 条 第 3 条に基づく特定口座開設届出書の提出後に、お客様の氏名、住所など当該特定口座開設届出書の記載事項に変更があったときは、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 4 の規定によりお客様から遅滞なくその旨を記載した特定口座異動届出書を当行にご提出していただきます。その変更が氏名または住所に係るものであるときは、お客様から住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の書類を提示のうえ、氏名、生年月日および住所を告知していただき、当該告知の事項について、確認を受けていただくものとします。

(特定口座の廃止)

第 19 条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴いお客様の特定口座は廃止されるものとします。

- ① お客様からの解約のお申出があったとき。この場合、お客様には租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定に基づき特定口座廃止届書を当行に提出していただきます。
- ② お客様が海外転勤等の出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき。この場合、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 1 項の規定に基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。
- ③ 租税特別措置法第 25 条の 10 の 8 に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき。

(削 除)

④ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。
⑤ この約款の変更にお客さまが同意されないとき。
⑥ お客様の特定口座において特定口座内保管を有しないこととなった状態が 3 年以上の期間に継続した場合、当行は、当行所定の方法によりお客様の特定口座を廃止することができるものとします。

2 前項各号のいずれかに該当するときは、当行はお客様に代わり特定口座内保管上場株式等について一般口座への移管ができるものとします。

(出国口座等)

第 20 条 前条第 1 項第 2 号に該当することとなるお客様は、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項に定める要件を満たす場合に限り、出国前に当行の特定口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録され、引き続き当行に開設されている出国口座に係る振替口座簿に記載または記録されている場合は、帰国後に当行に再び開設される特定口座に当該上場株式等を移管することができます。

2 前項に定める取扱いをご希望されるお客様は、出国前に特定口座継続適用届出書を当行に提出し、かつ、帰国後に特定口座開設届出書および出国口座内保管上場株式等移管依頼書を当行に提出することが必要となります。

(法令・諸規則等の適用)

第 17 条 この約款に定めのない事項については、租税特別措置法、地方税法、関係政省令、諸規則等および当行の定めに従って、取り扱うものとします。

(免責事項)

第 18 条 お客様が、第 15 条（届出事項の変更）の変更の手続きを怠ったこと、その他の当行の責めに帰すべきでない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い、ならびに、この約款の変更等に関しお客さまに生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

(合意管轄)

第 19 条 お客様と当行の間のこの約款に関する訴訟については、当行本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

(約款の変更)

第 20 条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様にあらたな義務を課すものと当行が判断するときは、その改定事項をお客さまに通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(法令・諸規則等の適用)

第 21 条 この約款に定めのない事項については、租税特別措置法、地方税法、関係政省令、諸規則等および当行の定めに従って、取り扱うものといたします。

(免責事項)

第 22 条 お客様が、第 18 条（届出事項の変更）の手続きを怠ったこと、その他の当行の責めに帰すべきでない事由により、第 11 条に定める特定口座年間取引報告書の交付が受けられないことなど特定口座に係る税制上の取扱い、ならびに、この約款の変更等に関しお客さまに生じた損害については、当行はその責めを負わないものといたします。

(合意管轄)

第 23 条 お客様と当行の間のこの契約に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうち当行が管轄裁判所を指定することができるものとします。

(約款の変更)

第 24 条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。

2 当行は、改定の内容がお客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものである場合は、その改定の内容をお客さまに通知します。この場合、当行があらかじめ定める日まで異議の申し出がないときは、その改定に同意したものとして取扱います。

3 当行は、改定の内容がお客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものでない場合、または、改定の影響が軽微であると判断される場合には、前項の通知を当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。この場合、公表の際に定める 1 ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

(特定公社債等の特定口座への移管手続きに関する同意)

第 25 条 平成 28 年 1 月 1 日より特定公社債等が「特定口座」の対象になることに伴い、平成 28 年 1 月 1 日前に特定口座を開設されているお客様は、本約款の交付をもって、特定口座取引に係るお客様との間の権利義務に関する合意が成立したものとし、第 1 号および第 2 号の特定公社債等については、平成 28 年 1 月 1 日に特定口座に移管することを同意されたものとして取扱います。また、第 3 号の特定公社債等については、特定口座を開設した日に移管することを同意されたものとして取扱います。

① お客様が平成 27 年 12 月 31 日以前に当行を通じて取得した特定公社債等で、取得後直ちに当行に開設されている一般口座に係る振替口座簿に記録され、引き続きその口座で管理され、取得価額や取得日等が管理されている当該特定公社債等（「特定取得上場株式等」という。）

② 当行に開設されている一般口座に係る振替決済口座簿で、平成 27 年 6 月 30 日以前から引き続き管理がされており、一般口座に受け入れた日に発行価額もしくは売出価額がある特定公社債等（「一般取得上場株式等」という。平成 27 年 6 月 30 日以前に他の口座管理機関から振替で受け入れたものを含み、特定取得上場株式等を除く。）

③ 平成 28 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に特定口座を開設した個人のお客さまが保有する特定公社債等（「特例上場株式等」という。平成 28 年 1 月 1 日以後に当行を通じて特定取得がされたもの並びに特定取得上場株式等および一般取得上場株式等を除く。）

(新 設)

付 則

平成 26 年 7 月

以 上

この約款の改定は、平成 27 年 8 月 1 日より適用するものとし
ます。

以 上

平成 27 年 7 月 1 日 改定

改定内容等に関するお問合せは、下記までご連絡ください。

株式会社北都銀行
金融サービス事務センター
018-837-1838